



～余市町民の皆様へ～ 保育料が無償化となりました！！



3歳以上児の保育料は、令和元年10月から国の制度で無償化となっていましたが、余市町では、令和6年4月1日から3歳未満児の保育料について、ふるさと納税を活用し、町独自に無償化となりました！



3歳以上児については、これまでどおり副食費を徴収させていただきます。

副食費ってな～に？



副食費とは、おかずやおやつ代のことを言います
そして、保育所等を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を原則負担することとなっています。

それってみんな
払わなきゃダメ？



原則負担いただくものなので、全員支払っていただく必要があります。
ただし、3歳以上児でも町の算定基準に基づいて免除される場合があります。

ご不明な点やご相談等は、下記担当窓口へご連絡ください。

余市町役場
民生部 子育て・健康推進課 子育て推進係
TEL 0135-21-2122

